

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第323号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月27日 20時00分ごろ	
発生場所	徳島県阿南市 伊島灯台から真方位085° 10,600m付近	
事故等調査の経過	平成21年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ガイア} GAIA（パナマ共和国）、85,695トン 9169378（IMO番号）、MARS SHIPPING CO., SA B 漁船 ^{だいしん} 大伸丸、13トン TO2-3040（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、パナマ共和国海技免状 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部擦過傷 B 右舷船尾ワイヤーガード曲損	
事故等の経過	A船は、23人が乗り組み、船長Aの操船指揮の下、紀伊水道を南進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、紀伊水道の漁場においてえい網中、平成21年6月27日20時00分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 A船は衝突に気付かず航行を続けた。B船は翌日03時ごろ帰港し、06時00分ごろ海上保安部に相手船不詳として事故通報を行った。	
気象等	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約1m	
その他の事項	A船は、後日、海上保安部から問い合わせを受け、運航模様及び船体の損傷状況などにより、本事故の発生を知った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、適切な見張りを行っていなかったため、漁ろう中のB船の進路を避けなかった可能性があると考えられる。 次のことが関与した可能性があると考えられる。 ・船長AがB船を視認したものの、無難に通過するものと思ったこと ・船長Aが付近の漁船群に気を奪われたこと B船は、適切な見張りを行っていなかったため、衝突を避けるための協力動作をとらなかったものと考えられる。 次のことが関与した可能性があると考えられる。

		<ul style="list-style-type: none">・船長Bが接近する他船がB船を避けるものと思ったこと・漁ろうに注意を奪われていたこと
原因	本事故は、夜間、紀伊水道において、A船が南進中、B船が漁ろう中、両船ともに適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	